

小泉信三賞

日本において死刑は 真の意味での「贖罪」となるのか

後藤芽生ごとうめい

(愛知県／聖霊高等学校三年)

はじめに

「罪を償う」というと、そこには個人の内面的な罪、宗教的罪、犯罪的な罪など多くの側面が存在する。人間社会において、古代から存在してきた死刑は、「罪を償う」ということにおいて、究極的な形の一つであるといえるだろう。死刑の是非を巡る議論は数百年にわたり、世界の各地で行われてきた。そのため、死刑については存置論、廃止論の双方とも、大概の根拠は出尽くした状態にあると考えられているだろう。

森炎氏によると、現在の日本では死刑は犯行の罪質、動機、態様、ことに殺人の執拗性、残虐性、結果の重大性、殺害された

被害者の数、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の状況などを考慮し、「やむを得ない場合にのみ死刑の選択が許される」とされている。しかし、これは死刑の判断にあたり考慮すべき要素をできるだけ列挙したに過ぎず、実際には「抜きがたい犯罪傾向」が最大の判断基準となっているとされる。つまり、犯罪者が「安全な社会」に対する脅威であるとされる場合、連続殺人犯の場合のように、自分も殺されるかも知れないという人々の不安や脅威を取り除くために、死刑が選択されると考えられている。

こうした、安全な社会への脅威を取り除くための死刑という考えは世界的に広くみ

られるもので、死刑廃止国でもそうした観点から死刑を支持する声は多い。一方で、死刑廃止は現在世界の大きな流れとなっている。死刑廃止を求める主な根拠には次のようなものがある。目的論的には、刑罰は犯罪の抑制と犯罪者の更生のために行われる。しかし死刑は唯一、更生の機会を完全に奪うものであり、刑罰の目的から逸脱するものだと思われる。また現代の国家では基本的人権を国家が保障していて、その中でも生命に対する権利は最大のものである。しかし死刑はその権利を明らかに侵害する。また、裁判官も人間である以上絶対的な間違いがないということはなく、裁判には常に冤罪の可能性があるが、死刑の場合には、ほかの刑罰と違って執行してしまった場合取り返しがつかない。こうした死刑廃止論が、たびたび論じられてきた。

死刑廃止のために活動しているアムネスティ・インターナショナルの調べによれば、死刑を存置している国は二五か国で、日本やアメリカ、中国などがこれに該当する。それに対し死刑が法制上もしくは、事実上廃止されている国は一四〇か国と、世界の国の三分の二以上となっている。

日本で死刑制度存置を支えているものは世論である。二〇一四年の内閣府の世論調査によれば、日本では死刑存置に対して条件付きを含めての賛成が八〇・二%に至り、反対の九・七%を大きく超えている。これに対して、二〇一五年の世論調査で、日本と同じ死刑存置国であるアメリカでは死刑制度への賛成が六一%と、日本を大きく下回る。イギリスでは、二〇一五年の調査で初めて賛成が五〇%を切って四八%となり、ドイツでは、二〇一四年の世論調査で死刑制度への賛成は二五%であった。死刑制度に対する世論の支持という点で、日本は世界の中で明らかに突出している。

上述の内閣府の調査で死刑制度支持の理由を複数回答で求めたところ、日本で最も大きな理由として挙げられたのは、「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」というもので、五三・四%に達した。これに対して、アメリカでの世論調査で最も大きな理由とされたものは、「目には目を」という応報の原理で、日本で最大の根拠とされた遺族感情は、“Would help/benefit families of victims” という項目で、わずか一%となっ

ている。ここから、同じ死刑存置国であっても、日本はその根拠という点で特異なものではないかということが考えられる。日本ではなぜ死刑を世論が後押しするのか、また、死刑は被害者に対する贖罪となりえているのだろうか。この問題を、文化的背景を考慮しながら考察していきたい。

日本における『罪を償う』ことと死刑制度

西洋のキリスト教に相当する日本の宗教は神道と仏教だといえる。しかし、日本において宗教は、キリスト教がそうであったような、個人の内面的罪を問うものではなく、個人のことがしばしばいわれる。第一に、日本において宗教は、極めて現世中心主義的であるという特徴がある。神道の神話を記した『古事記』と『日本書紀』の中に、キリスト教の十戒に相当するような道徳律は出てこない。和辻哲郎は『風土』の中で、「人間の行為と心情は『貴し』『明し』あるいは『きたなし』『卑し』として評価せられる。」と述べており、日本の道徳がもともと現世的なものであることを指摘している。後から日本に入ってきた仏教

も同様で、やはり和辻哲郎によれば、仏教導入当時の飛鳥時代の人々は、大多数が仏教の根本動機に共感をしておらず、大乘仏教の哲学にも無縁で、現世の幸福を求めて仏教を信仰したという。それから日本での宗教の目的はあくまでも現世利益であり、キリスト教のような善悪二元論に基づく内面的な罪といった問題は、日本ではほぼ問題にされることがなかったようである。宗教者の山折哲雄は『悪と日本人』の中で、日本の思想史の中で「悪」に対して深く考察したのは、親鸞と西田幾多郎だけだったと指摘している。

その一方で、日本人の行動規範となっていたのは「恥」であると『菊と刀』の中でルース・ベネディクトは指摘している。彼女によれば、西洋の「罪の文化」に対して日本は「恥の文化」であるという。つまり、キリスト教徒が「罪」を最終的には個人の内面的なものとして捉えるのに対して、日本ではそれが外部からの評価に基づく「恥」にとって代わられるというのである。和辻哲郎の「武士道の根本精神は恥を知ること」という言葉も、ほぼ同じことを述べていると考えてよいだろう。この「恥」

は、日本人の集団志向と深く関連している。それは、「恥」がもっぱら外部からの評価によるものだからである。日本人が現世中心的な世界観の中で生きている以上、現世を超えた存在によって規定される「罪」は行動規範とはなりえず、むしろ社会という神によって規定される「恥」が問題となるのである。

「罪」に対しては「償い」があり得たが、「恥」の場合はどうだろうか。ルース・ベネディクトはそれが、「罪悪感とは違って、告解や贖罪によって救済されることはない。」ものであることを指摘している。これはそれを感じる当人についての指摘だが、これを社会からの視点に転じれば、「恥」に相当する行為を行った者は、たとえ告解や贖罪を行っても許されないことを意味しよう。山折哲雄は『悪と日本人』の中で、菊池寛の『ある抗議書』と『恩讐の彼方に』を取り上げ、そこに示されている主題は、「悪の行為を清算するには、ほとんど無限に近い償い、贖罪の行為を続けなければならない。」ということだと述べている。つまり、キリスト教の世界では罪人に対しては神による救済があり得、むしろ最終的な

救済は神によるものしかありえないとされるのに対して、現世主義の日本ではそうした超越的な解決はあり得ないのである。神が裁くのではない以上、最終的な裁きは世俗的な権力、あるいは社会によって与えられることになる。

ここで、最初に触れた世論調査の結果に戻ろう。死刑を支持する理由として日本人が最も多く挙げたものは遺族感情である点であった。ここで現れてくるのは、日本社会のもう一つの大きな特徴である「家」の重視である。集団志向的だとされる日本人の社会の中でも、特に強固な集団は「家」である。このことは、和辻哲郎をはじめ多くの研究者が繰り返し指摘していることである。和辻哲郎によると、家族的な共同体を最も重視するのが日本のようなモンスーン型であり、家族は全体性ゆえに個人を圧倒する力を持っていて、仇討ちの思想が人々の強い支持を得る理由もそこにあるという。井田良もまた、「日本人の死生観は、共同体に関連付けられ、集団主義的であることを特色とする。身内の死は、自己の人生そのものの一部否定であり、自己の重要

部分の死である。」と述べ、日本で死刑制度が支持される理由の一端はそこにあるとしている。この考えは、当事者である殺人事件の被害者によっても表明されている。『第二回全国犯罪被害者の会シンポジウム』の提言では、死刑制度を存続すべき理由の一つとして「江戸時代に法制化されたあだ討ちは、主眼は武士の面目の保持にあったが、実際には武士階級以外でもあだ討ちは数多く行われ、多くの市民から賞賛、支持され、実に明治六年まで継続している。日本人の精神性の中には、他人の命を奪った場合、自らの命をもつて償うべきであるという道徳観が根底に横たわっていると考えるべきである。」としている。この意見は、遺族感情を死刑制度支持の第一の理由とした世論調査の結果に対応していると言えるだろう。こうした遺族感情は森炎氏によると、社会に広く共感を生むものであり、そうした「共感の社会」が死刑存置という厳罰主義を支えているのであると述べている。

キリスト教圏における「罪を償う」ことと死刑制度

現在死刑制度が廃止されているヨーロッパ

パ諸国を含めて、十八世紀までは世界中で死刑が行われていた。しかし、キリスト教、イスラーム教、仏教という三大宗教圏の中で、死刑を廃止したのはキリスト教圏だけであり、ヨーロッパでの死刑廃止の背景にはキリスト教の存在があると考えられる。ヨーロッパでの死刑廃止論は、十八世紀初頭のイタリアの法学者ベッカリアがその先駆者であるといわれているが、実際には中世のヨーロッパでも、すでに十戒の中の「汝殺すなかれ」という掟を根拠にした死刑廃止論が存在していたという。一方で、旧約聖書では「人を打って死なせた者は必ず死刑に処せられる。」(出エジプト記、二二章一二節)とも記されていて、そうした「目には目を」の原理は旧約聖書の中にたびたび見られるという。新約聖書ではイエスは罪の許しを強調していたが、一方でイエスは神の国とカエサル王国の二つを本質的に区別していて、刑罰を否定はしなかったとされる。その傾向はパウロにおいてさらに強化され、その手紙の中の「人は皆、上に立つ権威に従うべきです。神に由来しない権威はなく、今ある権威はすべて神によって立てられたものだからです。」(ローマ

の信徒への手紙、一三章一節)や「権威者はいたずらに剣を帯びているのではなく、神に仕える者として、悪を行う者に怒りをもって報いるのです。」(ローマの信徒への手紙、一三章四節)という言葉が、中世の間世俗的権力による死刑を肯定するものとされてきたという。それから十七世紀までの中世から近代初期の間は死刑がヨーロッパ諸国で一般的に行われていたが、「暗黒時代」というイメージに反して、中世全体を通じて死刑が多く行われたわけではなく、十四〜十六世紀に増加して十七世紀初頭がピークになるという。十八世紀半ばの死刑賛成論者であるフランスの哲学者ド・メーストルは、死刑は神の法を全うするために王に与えられた武器だとして、王権神授説を死刑論にも及ぼしていたとされるが、そうした宗教的な権威と世俗権力との結びつきに基づく神の代理人としての世俗権力による死刑は、十七世紀以降の啓蒙主義の広まりと世俗化によって次第に廃止へと向かっていった。

ヨーロッパでは、啓蒙思想の影響によって十八世紀に教会の影響力が大きく後退し、それと同時に教会と国家の分離が行わ

れたとされる。この時期は、ベッカリアが死刑の廃止を訴えた時期でもある。彼はその頃広まっていた社会契約説に基づいて、「人間は本能ゆえに自己の生命権までという形で譲渡したりしない。」と主張し、さらに「死刑より終身奴隷労働のほうが有意義で、そのほうが犯罪抑止になる。」として死刑の廃止を求めた。彼の考えは、フランス革命以降ヨーロッパに広まった。つまり、教会権力と世俗権力が結びついていいたとき、国家は神の代理人として死刑を執行したが、聖俗の分離に伴い、国家にはそのような資格がないとみなされるようになったのである。キリスト教的な価値観では裁判官・警察官・検察官すらも罪人なのであり、罪あるものが人を罰していいのかという問題も死刑を廃止にする理由の一つとなった。それ以降、従来とは逆に宗教的な立場から、死刑の廃止が求められるようになった。例えばフランスでは、死刑廃止運動の先頭に立ったのは教会だったという。また文化人の間からも、死刑に対する非難が活発に行われるようになった。例えばヴィクトル・ユゴーは、死刑に反対する演説の中で「諸君は彼、つまりこの神から、神

にしか属さない権利、生殺与奪の権をかせめ取ろうとするのだろうか。」と述べたという。一八四八年のペトラシェフスキー事件に巻き込まれて死刑を宣告され、執行直前に劇的な恩赦によってシベリアに送られた経緯を持つドストエフスキーは、『白痴』の中で主人公のマイシユキン公爵に「殺すべからず」と聖書に書かれている。それなのに、人が人を殺したからといって、その人まで殺すことはない。殺人罪で人を殺すのは、当の犯罪に較べて釣り合いのとれないほどの刑罰です。」と言わせているが、これはキリスト教を根拠とした死刑反対論の典型であるといえる。またカミュは『ギロチン』の中で、死刑は数世紀にわたって宗教的な罰として地上における神の代理人である王などにより行われてきたが、その場合地上の生活が犯人から奪われる一方で、宗教的な償いの機会が残されているということを根拠に、「永生の信仰だけが、死刑を確立できる。」とした。もちろん、カミュの時代には死刑は神の代理人としての王により行われてはいなかったで、彼は死刑を「死刑は、人を墮落させる見本となるのがせいぜい」と非難するのである。

こうして、聖俗の分離によってキリスト教圏では国家による死刑が否定されてきた。最近でもドイツのある政治家は「国家は神のような裁判官ではなく、善悪を間違いない判断することなどできない。」と死刑への反対論を述べているが、ここにもその精神が現在まで引き継がれていることがうかがえる。

それでは、キリスト教圏では死刑を巡る考えがここまで大きく変化したのだろうか。一見すると、それまで教会が権威づけして行ってきた死刑を、十八世紀からは教会が先頭に立って廃止しようとしたことは矛盾しているように見える。しかし、キリスト教圏における「罪を償う」ことのとらえ方を考えたとき、ここには一貫性があることがわかる。一般的に、キリスト教は「罪」を重視する宗教であるとされている。アダムとイブの原罪に始まり、人間が生まれながらに抱え、生きていく中で積み重ねる「罪」はキリスト教の最大の主題であった。イエスの死もまた、それにより人類の罪を贖うものとされている。この罪には内面的なものから犯罪まで様々なものがあるが、教会と世俗権力が結びついていた時代

には、死刑は罪人の救済のために役立つと考えられていたようである。フランツ・シュミットによれば、「刑罰は犯人の重罪に対する償いと見なされ、魂の救済のために必要なので、犯人のためになると十分に理解されていた。」という。そのため、その時代には国家が罪人を処刑することは宗教的な側面からも支持されたのである。しかし、世俗権力が教会と切り離されてからは、国家による処刑は単なる殺人という性質のみを残すことになった。だからこそ、教会はそれに反対し、人々もそれに賛成したと考えられる。つまり、キリスト教圏では死刑がもともと宗教的な罪を償う行為という側面を持っていたため、聖俗の分離以後は、その罪が神によってしか許されえないものである以上、国家がそれを行うことは認められないと考えられるようになったのである。

おわりに

以上のように、キリスト教圏では「罪」は内面的なものであり、その最終的な「償い」は神のものであった。キリスト教と世俗の権力が一体化していた時代には、神による裁きを国家が代行して犯罪者を処刑す

ることは道徳的にも問題がなかったが、聖俗の分離によって、神の権限である最終的な償いを国家が代行することは認められないという考えが広がり、死刑の廃止へとつながった。「罪」に対する「償い」が最終的には神によって行われるという考えは、たとえ犯罪者を死刑にしなくとも、最終的な裁きは神によって行われるという感覚にもつながるだろう。

一方で、現世主義の日本では内面的な罪は大きな問題とはならず、それを「償う」という感覚は生まれなかったと考えられる。初めに述べたように、日本では世論調査で死刑賛成の意見が圧倒的多数となる。その多くは、被害者や遺族が置かれている状況や気持ちに共感しての賛成である。確かに、被害者の感情を考えれば、死刑は必要だとも思えるかもしれない。しかし、これは不安に対し単に排除して気持ちを慰め、安心しているだけのようにも見られる。そうではなく「私たちの感情」を抜きにし、「罪を償う」ということを目的とするならば、死刑を執行せず重い罪を敢えて生かして自覚させ、社会に貢献させるほうが、内面的な意味での「罪」を償うことになるだ

ろう。また、加害者の処刑は遺族への慰めになるというのも、自分がその立場に置かれた場合を想像した一般論であり、遺族の中には死刑制度に反対した人も存在している。例えば、弟を保険金詐欺のために殺害された原田正治さんは、「被害者遺族のためにと言われる死刑執行が、自分にとっては何のけじめにもならない。」と述べている。また、彼の意見を非難する者に対し、「じゃああなたは僕が困っている時に手を差し伸べてくれましたか」とも述べている。被害者はひたすら加害者を憎み続け、死刑を支持し、執行されたら気持ちを切り替えなければいけない」のだろうか。日本の社会は、被害者や遺族の感情をくみ取ることに熱心な一方で、ある面ではその「遺族感情」を「こうであるはずだ」と定式化し、それに基づいて犯人への復讐を、遺族に対しても無言の内に要求していないだろうか。そして、「仇討」と危険の除去が優先され、内面的な意味での「罪を償う」ことを考えてこなかったのではないだろうか。死刑を巡る議論で、従来この点が見落とされてきたのは、このことだったのではないだろうか。

『参考資料』

アムネスティ・インターナショナル『日本の死刑 残虐、非人道的かつ恣意的な刑罰』成文堂 一九九五年

アルベール・カミュ『ギロチン』紀伊国屋書店 一九六八年

井田良・太田達也編『いま死刑制度を考える』慶應義塾大学出版会 二〇一四年

佐藤友之『死刑と宗教』現代書館 二〇〇二年

ジャン＝マリ・カルバス『死刑制度の歴史』白水社 二〇〇六年

末本文美士『日本宗教史』岩波書店 二〇〇六年

『聖書 新共同訳』日本聖書協会 一九八七年

団藤重光『死刑廃止論 第六版』有斐閣 二〇〇〇年

フョードル・ミハイロヴィチ・ドストエフスキー『白痴』新潮文庫 二〇〇四年

フランツ・シュミット『ある首切り役人の日記』白水社 一九八七年

ベッカーリア『犯罪と刑罰』岩波文庫 一九五九年

森炎『なぜ日本人は世界の中で死刑を是とするのか』 幻冬舎 二〇一一年

山折哲雄『悪と日本人』 東京書籍 二〇〇九年

ルース・ベネディクト『菊と刀』 平凡社 二〇一三年

和辻哲郎『日本精神史研修』 岩波書店 一九九二年

和辻哲郎『風土』 岩波書店 一九七九年

インターネットサイト

アムネスティ・インターナショナル

http://www.amnesty.or.jp/humanrights/topic/death_penalty/statistics.html

GALLUP “Death Penalty”

<http://www.gallup.com/poll/1606/death-penalty.aspx>

死刑廃止と存置の考察

<http://www.geocities.jp/aphros67/071200.htm>

死刑廃止論

<http://kansai-mun.org/kobe/haishiron.pdf>

Die Welt “Warum jetzt viele Deutsche

die Todesstrafe fordern” (なぜドイツ人は今死刑を要求しているのか)

<http://www.welt.de/politik/deutschland/article134799279/Warum-jetzt-viele-Deutsche-die-Todesstrafe-fordern.html>

『第一二回全国犯罪被害者の会シンポジウム』大会決議

<http://navs.jp/report/1/opinion1/opinion1-11.html>

内閣府 基本的法制度に関する世論調査

<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-houseido/2-2.html>

BBC NEWS “Support for death penalty drops below 50% for the first time”

<http://www.bbc.co.uk/news/uk-32061822>

どうして人権情報ネットワーク

http://www.jinken.ne.jp/flat_now/kurashi/2005/04/15/1250.html